

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成20年7月10日(2008.7.10)

【公表番号】特表2003-534281(P2003-534281A)

【公表日】平成15年11月18日(2003.11.18)

【出願番号】特願2001-585780(P2001-585780)

【国際特許分類】

A 6 1 K	35/14	(2006.01)
A 6 1 K	9/10	(2006.01)
A 6 1 P	1/04	(2006.01)
A 6 1 P	3/10	(2006.01)
A 6 1 P	9/10	(2006.01)
A 6 1 P	15/06	(2006.01)
A 6 1 P	17/00	(2006.01)
A 6 1 P	17/02	(2006.01)
A 6 1 P	17/06	(2006.01)
A 6 1 P	19/02	(2006.01)
A 6 1 P	25/28	(2006.01)
A 6 1 P	29/00	(2006.01)
A 6 1 P	37/06	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	35/14	Z
A 6 1 K	9/10	
A 6 1 P	1/04	
A 6 1 P	3/10	
A 6 1 P	9/10	1 0 1
A 6 1 P	15/06	
A 6 1 P	17/00	
A 6 1 P	17/02	
A 6 1 P	17/06	
A 6 1 P	19/02	
A 6 1 P	25/28	
A 6 1 P	29/00	
A 6 1 P	29/00	1 0 1
A 6 1 P	37/06	

【手続補正書】

【提出日】平成20年5月20日(2008.5.20)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

哺乳類患者におけるT細胞媒介性及び炎症性疾患から選択される疾患の治療及び/又は予防のための医薬の調製における、アポトーシス小体及び/又はアポトーシス細胞の使用であって、前記アポトーシス小体及び/又はアポトーシス細胞が、前記医薬の細胞部分の10乃至90%を占め、前記患者の血液細胞と適合するものである、使用。

【請求項 2】

前記医薬が懸濁液である、請求項 1 に記載の使用。

【請求項 3】

前記アポトーシス小体及び / 又はアポトーシス細胞が、前記医薬の細胞部分の 30 乃至 70 % を構成する、請求項 1 又は 2 に記載の使用。

【請求項 4】

前記アポトーシス小体及び / 又はアポトーシス細胞が、前記哺乳類患者の血液細胞に適合する血液細胞の体外治療から由来するものである、請求項 1 乃至 3 のいずれか一項に記載の使用。

【請求項 5】

前記アポトーシス小体及び / 又は細胞が確立された培養細胞系由來のものである、請求項 1 乃至 3 のいずれか一項に記載の使用。

【請求項 6】

前記血液細胞が白血球である、請求項 4 記載の使用。

【請求項 7】

前記血液細胞が患者自身の白血球である、請求項 6 記載の使用。

【請求項 8】

前記血液細胞が患者自身の T リンパ球である、請求項 7 記載の使用。

【請求項 9】

前記疾患が、乾癬、慢性関節リウマチ、強皮症、狼瘡、真性糖尿病、臓器拒絶、流産、多発性硬化症、炎症性腸疾患、アテローム硬化症、及び対宿主性移植片疾患からなる群より選択されるものである、請求項 1 乃至 8 のいずれか一項に記載の使用。

【請求項 10】

ヒトの患者への投与のための医薬の単位用量の調製における請求項 1 乃至 9 のいずれか一項に記載の使用であって、前記用量は、患者の体重 1 kg 当たり、 10,000 乃至 10,000,000 のアポトーシス小体及び / 又はアポトーシス細胞を含むものである、使用。

【請求項 11】

前記用量は、患者の体重 1 kg 当たり、 500,000 乃至 5,000,000 のアポトーシス小体及び / 又はアポトーシス細胞を含むものである、請求項 10 記載の使用。

【請求項 12】

前記用量は、患者の体重 1 kg 当たり、 1,500,000 乃至 4,000,000 のアポトーシス小体及び / 又はアポトーシス細胞を含むものである、請求項 10 記載の使用。

【請求項 13】

前記医薬が、筋肉内注射用である、請求項 1 ~ 12 のいずれか一項に記載の使用。